

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

野田市立関宿中央小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法 第13条により、関宿中央小学校のすべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止対策のための基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。児童が安心して、学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないうにしなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(3) 児童の責務

すべての児童は、いじめを行ってはならない。また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

(4) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、在籍する児童の保護者、地域住民、その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するとともに、全力でいじめられている児童を守らなければならない。

2 組織

(1) いじめ防止対策の組織

校長（総括）、教頭（渉外）、生徒指導主任（指導）、教務主任（調整・記録）、学年主任（指導）、養護教諭（支援）

※その他、事案により柔軟に編成する。

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめの事案の組織的対応の中核としての役割。

(3) 会議の開催

- ① 定例会の開催。(生徒指導部会と兼ねる。)
- ② いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催する。

3 いじめの未然防止について

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。また、学級経営を充実させ、教師と児童、児童同士の親和的な関係を育てるとともに、一人ひとりの居場所があり安心して過ごす事ができる学級を築く努力をする。
- (2) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぐことができるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (3) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (4) 相談窓口を明示したり、教育相談箱を設置したりして、相談しやすい体制を整えるとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。
- (5) 道徳教育やいのちを大切にするキャンペーン等の計画的、組織的な指導計画を作成する。
- (6) 携帯電話、インターネット、ゲーム等を通じて行われるいじめ等の指導をする。
- (7) メディアリテラシーに関する教職員研修及び児童・保護者を対象とした講演会等を実施する。(特に高学年を対象として)

4 いじめの早期発見について

- (1) 全校児童を対象とした「いじめ実態調査」を年2回実施する。(追跡調査を含む。)

また、教育相談期間を年2回設置し、児童と個別に面談をする機会を設ける。

- ① 第1回教育相談期間 (6月中旬)
- ② 第1回「いじめ実態調査」実施 (6月下旬)
- ③ 第1回「いじめ実態調査(追跡調査)」実施 (9月下旬)
- ④ 第2回教育相談期間 (10月下旬)
- ⑤ 第2回「いじめ実態調査」実施 (11月上旬)
- ⑥ 第2回「いじめ実態調査(追跡調査)」実施 (2月下旬)

- (2) 家庭や地域、PTAと連携し、情報の共有化を図る。

学校基本方針等について、保護者・地域に周知し、理解を得る。また、日頃から情報を共有しやすい関係を築く。また、子どもに変化を感じたときは、速やかに学校に相談するように啓発する。

- (3) いじめ防止・対策にかかわる依頼、いじめ防止・改善にかかる行事への参加協力依頼及び啓発活動を行う。

5 いじめの相談・通報の体制について

- (1) 日常的に児童との教育相談を進めるとともに、教育相談の充実を図る。

- ① 教育相談期間の設定
- ② 教育相談箱の設置

- (2) 学校の相談窓口、野田市の「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

- ① 学校の相談窓口担当者
- ② ひばり教育相談 Tel 04-7125-8088
- ③ 学校・野田市以外の主な相談窓口
 - ・24時間いじめ相談ダイヤル Tel 0120-0-78310
 - ・県子どもと親のサポートセンター Tel 0120-415-446
 - ・千葉いのちの電話 Tel 043-227-3900
 - ・ヤング・テレホン《千葉県警察少年センター》
(非行・犯罪被害などに関すること) Tel 0120-783-497

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 情報を収集する。(学級担任・養護教諭等)

教職員、児童、保護者、地域住民、その他から情報を集める。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつけて止める。
- ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ④ その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所や時間等に慎重な配慮を行う。
- ⑤ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ⑦ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ⑧ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 支援・指導体制を整える。(事案に応じた組織編成)

- ① 正確な実態把握に基づき、支援・指導体制を組み方を決定する。学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担する。
 - ・ いじめられた児童や、いじめた児童への対応
 - ・ その保護者への対応
 - ・ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ② ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- ③ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 現状を常に把握し、随時、支援・指導体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

7 いじめの指導について

(1) 児童への支援・指導を行う。

「組織」で決定した体制に基づき、支援・指導を行う。

- ① いじめられた児童に対応する教員
 - ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
 - ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
 - ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

② いじめた児童に対応する教員

- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導し、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、関係機関と連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

③ 学級担任等

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

④ その他

- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級・転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援・指導を行う。

(2) 保護者と連携を図る。(学級担任を含む複数の教員)

つながりのある教職員を中心に、即日関係児童の家庭訪問を行う。

- ① 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。(加害、被害とも。学級担任を中心に複数人数で対応。)
- ② いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ③ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

8 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
(自殺の企画、重大傷害、金品の重大な被害、精神性の疾患 等)
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。
(30日が目安、一定期間連続して欠席した場合も)
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合。

(2) 重大事態の対処

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課長へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

9 公表、点検、評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針について

いじめ防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

(2) いじめについての取り組みについて

- ① 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、児童、教職員、保護者が評価する。
- ② 評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。
- ③ 評価結果を公開し、児童、生徒、保護者、地域へ周知する。

10 年間計画

- ① 第1回教育相談期間 (6月中旬)
- ② 第1回「いじめ実態調査」実施 (6月下旬)
- ③ 第1回「いじめ実態調査(追跡調査)」実施 (9月下旬)
- ④ 第2回教育相談期間 (10月下旬)
- ⑤ 第2回「いじめ実態調査」実施 (11月上旬)
- ⑥ 第2回「いじめ実態調査(追跡調査)」実施 (2月下旬)